

大田区総合教育会議連絡会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 大田区総合教育会議を適切に運営するに当たり、区及び教育委員会相互の総合調整を行うため大田区総合教育会議連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成等）

第2条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 総務部長

（2） 教育総務部長

（3） 当該会議に関係する職員であって、総務部長及び教育総務部長が必要と認める者

2 会議は、総務部長が主宰する。

3 総務部総務課長及び教育総務部教育総務課長は、幹事として会議に参画するものとする。

（付議事項）

第3条 会議に付議する事項（以下「付議事項」という。）は、区長及び教育委員会が大田区総合教育会議に付議しようとする事項とする。

（付議手続）

第4条 付議事項の要旨を記載した書面及びその添付資料は、事前に総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、教育総務部長と協議し、招集する関係部長及び関係職員を決定する。

3 総務部総務課長は、総務部長の命を受け、付議事項を整理して会議に提出しなければならない。

（開催日）

第5条 会議は、大田区総合教育会議の開会の日前10日までに開催する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。